

長期優良住宅、省エネ基準の根拠法令

長期優良住宅	省エネ基準
<p><u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u> 第2条(定義) 4項 長期使用構造等の必要な措置 → 国土交通省令で定める</p> <p>第6条 認定基準 ・長期使用構造 ・国交省令で定める規模以上 等</p> <p><u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則</u> 第一条 法第2条4項の措置 → 国土交通大臣が定める</p> <p><u>国交省告示 H21 第209号</u> 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める</p> <p>第3の6 省エネルギー対策 評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4の基準に適合すること</p> <p><u>(住宅の品質確保の促進等に関する法律)</u></p> <p><u>国交省告示 H13 第1346号</u> <u>日本住宅性能表示基準</u> 5 温熱環境に関すること 5-1 省エネルギー対策等級 等級4 エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度)が講じられている</p> <p><u>国交省告示 H13 第1347号</u> <u>評価方法基準</u> 第5の5の5-1(3) 等級4の基準</p>	<p><u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u> 第73条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等の所有者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。</p> <p>(次世代省エネルギー基準) 経済産業省・国土交通省告示 H18 第3号 <u>住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準</u> (→性能規定)</p> <p>国土交通省告示 H18 第378号 <u>住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針</u> (→仕様規定)</p> <p style="text-align: center;">↓ 同等</p> <p>国土交通省告示 H13 第1347号 <u>評価方法基準</u> 第5の5の5-1(3)の等級4の基準に適合すること</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u> 第76条の5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、住宅事業建築主の新築する特定住宅の前条に規定する性能の向上に関し住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項を定めるべき事項を定め、これを公表するものとする。</p> <p>経済産業省・国土交通省告示 H21 第2号 <u>特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準</u></p>